

大阪 e スポーツ研究会 規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本会は、大阪 e スポーツ研究会と称する。

第 2 条（目的）

本会は、大阪における e スポーツの普及・発展に寄与するために、e スポーツに関する実践的研究を行うとともに、これらの分野にたずさわる研究者、教育者、実践者、関連機関等による研究成果の発表と相互交流を行うことを目的とする。

第 2 章 事業

第 3 条（事業）

本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催、講演会・講習会等の開催
- (2) 会員の研究と実践活動に資する情報の収集と紹介
- (3) その他本会の目的に資する事業

第 3 章 会員

第 4 条（会員）

会員は、本会の趣旨に賛同し、本事業に協力する法人、団体および個人とする。

第 5 条（会費）

会費は当分の間、徴収しない。

第 6 条（入退会，除名）

会員の入退会は次の各号による。

- (1) 入会を希望する者は、所定の様式による申し込みを事務局に行い、運営委員会代表の承認を得るものとする。運営委員会代表は、入会の承認について、運営委員会に報告するものとする。
- (2) 退会を希望する者は、所定の退会届を事務局に提出しなければならない。
- (3) 研究会の名誉を傷つけるなど会員としてふさわしくない行為があった会員は、総会の議を経て除名される。

第4章 組織

第7条（役員）

本会の管理・運営のために運営委員会を設置し、次の役員を置く。

運営委員会代表	1名
運営委員	5名以内
監事	1名

第8条（役員の選出）

役員は次の各項により選任される。

- (1) 運営委員は、総会の決議によって選任する。
- (2) 運営委員会代表は運営委員の互選により選出し、総会において決定する。
- (3) 監事は運営委員会代表が委嘱する。

第9条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会代表は本会を代表するとともに、運営委員会を招集し、会務を総括する。
- (2) 監事は本会の会務を監査する。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。

第5章 会議

第11条（会議）

本会の会議は総会および運営委員会とする。

第12条（総会）

総会は、毎年1回、運営委員会代表が招集し開催する。ただし、必要がある場合には、運営委員会代表は臨時総会を招集することができる。

第13条（総会）

総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議し決議する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支決算
- (4) 会則及び諸規程の改正
- (5) その他の重要事項

第14条（運営委員会）

運営委員会は運営委員会代表が招集し、会務を処理し、本会運営の任にあたる。

- (1) 運営委員会代表の推薦
- (2) 総会に附議する事項の審議
- (3) 総会から委任された事項の審議・処理
- (4) 運営の効率化を図るために専門委員会を置くことができる
- (5) その他本会の目的に資する事業の運営

第6章 会計

第15条（運営費）

本会の運営費は、次の収入による。

- (1) 協賛金
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他事業による収入

第16条（事業年度および会計年度）

本会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 事務局

第17条（事務局）

本会は附則に定める事務局を置く。

附則

1. この会則は令和元年5月31日より施行する。
2. 本会の設立年月日はこの会則が制定された日とする。
3. 本会の事務局は当分の間下記の場所に置く。
〒541-0042 大阪市中央区今橋3-1-7 日本生命今橋ビル10階
株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所
大阪e-スポーツ研究会事務局
TEL：06-6205-3600
FAX：06-6205-3601
E-mail：e-sports@arpak.co.jp